

令和4年度第1回石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る 検討委員会議事録【要約記録】

日 時：令和4年6月24日（金）14：00～15：15

場 所：石狩市総合保健福祉センターりんくる 2階リハビリ室

出席者：以下のとおり（敬称略）

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
委員長	金子 浩治	出席	委員	朝倉 喜章	出席
副委員長	市川 博康	出席	委員	土谷 美穂	出席
委員	桑澤 清元	出席	委員	三島 照子	出席
委員	杉本 洋子	出席	委員	高橋 典只	出席
委員	福江 彰	出席	委員	椿 晃	出席

●石狩市長 加藤 龍幸

事 務 局	所 属 氏 名	所 属 氏 名
	保健福祉部長 宮野 透	保健福祉部障がい福祉課主査 飯岡 多美子
	保健福祉部障がい福祉課長 高井 実生子	保健福祉部障がい福祉課主査 山本 健太
	保健福祉部障がい福祉課主査 角田 誠二	保健福祉部障がい福祉課主任 林 富士子

傍聴者：5名

会議次第

- 1．開会
- 2．委嘱状交付
- 3．石狩市長挨拶
- 4．事務局自己紹介
- 5．委員自己紹介
- 6．本検討委員会について
- 7．委員長、副委員長選出
- 8．委員長挨拶
- 9．提言依頼

10. 議事

- (1) 《行政説明》条例制定における背景について
- (2) 《協議・確認事項》条例内容等の検討について

11. 委員による協議

12. その他

13. 閉会

1. 開会

【事務局：高井】

これより令和4年度第1回石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会を開催します。また、感染防止対策のため、マスクの着用や換気、消毒を行うこと、そして、障がいのある人にも分かりやすい言い方や言葉を使うよう心がけながら進めていきます。

2. 委嘱状交付

- ・加藤市長より、各委員に委嘱状を交付。

3. 石狩市長挨拶

- ・加藤市長、手話を交えて挨拶。

4. 事務局自己紹介

5. 委員自己紹介

6. 本検討委員会について

【事務局：角田】

皆さんが持っている資料1の「石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会設置要綱」について、私の方でお読みいたしますので聞いてください。

（資料1の検討委員会設置要綱の全文を読み上げる）

以上が設置要綱に書かれていることです。なお、設置要綱内の第3条の(3)障がい者団体の推薦者には、障がい者関係団体も含まれていることを申し添えます。

皆さんには、障がいのあるなしに関係なく、どんな障がいを持っていても、誰とでもお話ししやすいまちにしていくことを目的に、そのためにはどんなことをしたらいいのかを、みんなで話し合って決めてもらいたいと思います。

委員をやってもらう期間は2年間で、令和6年5月31日までとなっています。そして、委員の

中から委員長と副委員長を決めることになっています。

これから2年間で、会議をどのくらいやっていくのかについては、今年度は今日の会議を入れて3回を考えており、残りの2回は、10月と2月の開催を予定しています。また、来年度、令和5年度は、6回の会議を予定しており、今年度と来年度を合わせて、9回くらい会議をする予定です。来年度の第4回の会議までに意見をまとめて、最後の2回の会議で条例の最終案を決めていきたいと思っておりますが、今後の進み方によって、会議の回数が変わることもあります。

最後に、市の決まりで審議会に關係する会議については、必ず会議の記録をつくることになっています。記録する方法は、全文記録か要約記録がありますが、どちらがよろしいでしょうか。

【市川委員】

全文というのは長くはなりますが、誰が何を言ったのかがきちんとわかるという部分があります。ただ、その全文の内容は録音され、記録として残っているものなので、今回の議事録は、障がいを持っている方にもわかりやすい方が良く、要点がまとめて書かれている要約記録が良いのではないかと思います。

【朝倉委員】

私も全文は取っておくことを前提に、要約の方が内容を理解しやすいと思っておりますので、要約記録に賛成です。

【事務局：角田】

今ご意見をいただきましたが、議事録は要約記録でいくということで皆さんよろしいでしょうか。
(全員、異議なし)

それでは要約記録で決定いたします。これで、本検討委員会についての説明を終わります。

7. 委員長、副委員長選出

- ・委員長には社会福祉法人はるにれの里の金子さん、副委員長には社会福祉法人生振の里の市川さんにそれぞれ決定。

8. 委員長挨拶

- ・金子委員長挨拶。以降の進行は金子委員長。

9. 提言依頼

- ・加藤市長より、金子委員長へ提言依頼書が手渡される。

10. 議 事

【金子委員長】

それでは議事の方に入ります。最初に、条例制定における背景について、説明をお願いします。

【事務局：角田】

資料2の条例制定における背景について説明いたします。

「条例制定における背景」という少し難しい言葉を使いましたが、ここでは、条例をつくろうとしたきっかけや目的、そして、条例をつくっていくためのヒントとなることをお話ししていきたいと思います。

はじめに、障がいのある人と石狩市についてお話しします。ここでお話しすることは二つあります。一つ目は、石狩市に障がいのある人がどのくらいいるのか、二つ目は、石狩市は障がいのある人のためにどんなことをやってきたのか、についてです。

先ず一つ目の「石狩市に障がいのある人はどのくらいいるのか」ですが、石狩市には今年4月時点で、身体に障がいのある人は、3,312人、その身体に障がいのある人の内、耳に障がいのある人は343人、そして目に障がいのある人は133人となっております。また、知的に障がいのある人は、725人、精神に障がいのある人は715人となっており、石狩市で障がいのある人の合計は4,752人となっております。

左の円グラフは、障がいのある人全体の割合をあらわしており、が身体（69.7%）、が知的（15.3%）、が精神（15%）となっております。また、石狩市の人口が約58,000人ですので、計算してみますと、12人に一人は障がいのある人、ということになります。

次に、これまで石狩市は、障がいのある人のためにどんなことをしてきたのかについてお話しします。一番大きなことといえば、やはり全国の市町村で、初めて手話の条例をつくったことだと思います。

具体的にお話しすると、平成25年12月16日、今から9年前に、石狩市議会で「石狩市手話に関する基本条例案」について、これは良い決まりである、と認められました。難しい言葉で言うと、可決されたということになります。さらに、平成26年3月には、つくられた条例をもとに、具体的にどんなことをやっていくのかを決める「方針書」というのもつくられました。

この条例と方針書が一つとなり、平成26年4月から手話の条例がスタートし、この日から石狩市全体に「手話」が広がっていきました。

その結果、地域の中で、手話を「見て」「学んで」「使う」ことが増え、手話は言語（言葉）であることを多くの人に理解され、聞こえない人が、話しやすい環境となりました。

続いて、新たな条例をつくる目的についてお話しします。

今回条例をつくる目的は、手話の条例ができてから、聞こえない人が話しやすい環境となったように、どんな障がいを持っている方でも、情報を手に入れやすく、話しやすい環境にしていくこと、そして、障がいの特性は個人によってさまざまであることを、みんなが理解できるようにすること、というのが、大きな目的になるかと思います。

これら目的を達成し、話しやすい環境になることで、障がいのある人が一人になることを防ぎ、誰もがいつでも社会への参加がしやすくなるのではないかと思います。

さらに、去年できました「石狩市障がい者福祉計画」の中にも、情報・コミュニケーション条例をつくることを目指す、ということが書かれているところです。

では、これから条例をつくるために、どんなところを大切にしていけば良いかを考えてみたいと思います。これには四つのポイントがあるのではないかと考えました。一つ一つが少し長い文書となりますが聞いてほしいと思います。

(1) 障がいのある人とお話しする、ということについて、どのように考え、どう行動すればよいかを、広く市民にわかってもらえるような内容にする。

(2) 情報コミュニケーションについて、今の石狩市の条例では十分ではないところを、対応できるようにする。

(3) 障がいのある人が何かに合わせるのではなく、それぞれ自分らしく生きることができ、情報を手に入れやすく、意思を伝えやすい地域にしていく考えでつくっていく。

そして最後は、

(4) 委員の皆さんが納得できるものにする。

以上となります。さらにもう一つ付け加えるなら、市民一人ひとりが、障がいへの理解を持てる、そういう地域となるような内容になればと思っております。もちろんこれだけではありませんが、今お話ししたことを、これから条例をつくっていく中で、一つの参考にしていただければと思っています。

最後に、もう一つ参考として、障がいのある人が情報を手に入れる、または話すために、どんな方法があるのかをお話ししたいと思います。

先ず

(1) 聴覚(音の聞こえ)に障がいのある方は、手話、要約筆記、筆談、口話などがあります。

(2) 視覚(見ること)に障がいのある方は、点字、音訳、ルーペなどの文字を拡大するもの、拡大文字を使用するなどがあります。

(3) 知的に障がいのある方は、漢字などによるび(ふりがな)をふる、支援ボードを使うなどがあります。

(4) 精神に障がいのある方は、たくさんを言うと言ってしまうことがあるので、ゆっくり丁寧にわかりやすく話すこと、あいまいな表現はしないことなどがあります。

(5) 発達に障がいのある方は、言葉だけではなく、実物の絵や身振りなどで話す、話す時は落ち着いた雰囲気を用意するなどがあります。

(6) 盲ろうの方(音が聞こえない見ることもできない方)には、手のひらに書いて話すことや、触手話(盲ろうの方の手を取り、一緒に手話でお話しすること)などがあります。

(7) 身体を動かすことができない難病や重度の障がいがある方は、口文字や、五十音、数字が書かれた透明の文字盤を使うなどがあります。

今お話しした、障がいの種類や方法が全てではないですが、こちらも今後の参考にしていただければと思います。

私からは以上となります。

【事務局：宮野】

保健福祉部長の宮野です。私の方からも、一言、お話しさせていただきたいと思います。

石狩市は、障がいのある人が、話しをしたり聞いたりする方法を条例にし、そして、その条例を広く普及させ、知ってもらうことにより、市民一人ひとりが障がいへの理解を深め、障がいのあ
るなしにかかわらず、誰もが暮らしやすいまちになることを目指しておりますので、委員の皆さまには、今後、色々ご協議いただくこととなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

【金子委員長】

今の行政説明について、何か質問等ありますでしょうか。

(質問等、特になし)

ここで一旦休憩に入りたいと思います。

(10分間の休憩)

それでは会議を再開します。次に、条例内容等の検討について、説明をお願いします。

【事務局：角田】

資料3について説明いたします。こちらの、1. 条例のつくりかたについて、ということで、事務局より提案がありますので聞いてください。

石狩市でつくられた手話の条例ですが、実はつくられたのは条例だけではありません。学校で手話を教える出前授業や、手話のイベントを開催していくことなど、手話を学び、手話に触れることが身近でできるよう、こういうことをやっていきましょう、ということが書かれた「方針書」というのもつくられました。

条例だけではなく、この方針書がつくられたことで、手話の理解が広がっていったと言えます。条例というのは、基本的に守らなければならないことが書かれており、その条例を守りながら、実際にはこんなことをやっていきましょう、ということが書かれたのが方針書であり、今回の条例をつくる時も、この二つをつくっていく形はどうかと考えておりますので、こちらについて、後ほどご意見をいただければと思います。

次に、2. 条例等の内容をどう考えていくかについて、ですが、条例の内容については、基本的な形、難しい言葉で言うと、基本的な構成がありますので、そのことについて、お話ししたいと思います。

先ず、条例の形として、条例の最初の文には、どんな想いでつくろうとしたのかが書かれており、次に、その想いをもとにして、目的、市がやらなければならないこと、市民や事業所の役割、などが続けて書かれている形が、他の市町村からも多くみられます。

条例については今お話しした形を基本に、事務局で条例のたたき台をつくらせてもらい、次回2回目の検討委員会で、その内容について、直すところや、付け加えることなど、ご意見を出していただく、という流れで進めて行きたいと思っています。

事務局からは以上です。

11. 委員による協議

【金子委員長】

今の事務局の説明の中で、協議していくことが二つあったかと思いますが、一つずつ考えていきたいと思います。

一つ目の、条例のつくりかたについてですが、手話の条例の時は、条例と方針書の二つがつくられたという説明がありました。条例には守ることが書かれていて、方針書には実際にやることが書かれていた、ということだったと思います。今の手話が広がっていったのは、この二つをつくったことが成功につながったように思われますが、この点について皆さんから意見ありませんか。

【杉本委員】

多くの市民に手話を理解していただいたのは、条例だけではなく、方針書があったからだと思っています。方針書があったおかげで私たち（ろう者）も通話しやすく、市民にとっても、やるべきことを理解しながら、活動することに繋げていけたのではないかと思います。ですから、条例と方針書の二つをつくって進めていった方が、私はいいのではないかと思います。

【金子委員長】

他に意見ありませんか。

【市川副委員長】

方針書にはどんなことが書かれていたのか教えていただければと思います。

【事務局：山本】

手話の条例に関する方針書には、市民を対象とした手話の出前講座や市内小中学校で出前授業をやっていくこと、聞こえない人が情報を取得しやすく、手話が使いやすい環境となるように、行政情報を多様な媒体を利用して情報発信していくこと、そして、遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービス、という具体的な名称を出して、推進していくことも書かれています。さらに、聞こえない人への支援として、手話による意思疎通支援の拡充、手話通訳者の存在意義なども方針書に書かれています。まとめますと、条例というのは基本的な理念が書かれている一方、方針書というのは、こういうことをやっていきましょう、ということが書かれていることになります。

私からは以上です。

【市川副委員長】

今の説明で手話の方針書の内容がわかりましたし、条例がベースにあって、具体的に実行することが書かれているのが方針書であることもわかりました。条例と方針書の両輪によって、市民への理解や、耳の聞こえない方への具体的な対応などが広がっていったということを考えると、今回の新たな条例も同じようにつくっていった方がいいのではないかと、私は思いました。

【金子委員長】

今、条例と方針書の二つをつくっていったらどうかという意見が出されましたが、他にも意見はありませんか。

【三島委員】

条例は基本として広く市民に知れ渡るものかと思うのですが、方針書も同じようにわかるものなのでしょうか。

【事務局：山本】

条例と方針書、どちらも市のホームページで公開されており、ご覧になることができます。

【三島委員】

手話の条例と方針書について、検討の参考にしていければと思うので、次回の検討委員会の前に紙でいただければと思います。

【事務局：高井】

承知しました。

【金子委員長】

では、事務局より次回の検討委員会の前に、手話の条例と方針書を各委員に送るということをお願いいたします。その他に意見ありませんか。

（意見等なし）

意見がないようなので、今回の新たな条例についても、条例と方針書をつくっていくことにしたいと思います。

次に、二つ目の、条例等の内容をどう考えていくか、について協議したいと思います。事務局の提案どおり、条例のたたき台をつくってもらい、次回の検討委員会で内容を考えていく、また、方針書もつくることになったので、それも事務局の方でたたき台をつくってもらい、内容について検討していくという方向でよろしいでしょうか。何か意見があれば発言願います。

【高橋委員】

条例や方針書のたたき台についてですが、障がいのある人などが困っていることや意見などを反映しながらつくっていくという認識でいいのでしょうか。

【事務局：角田】

昨年、障がい者福祉計画という具体的な施策が書かれた計画書をつくったのですが、こちらをつくる時に、2年前となりますが、市内の障がいのある人やそのご家族、事業所に対し、情報コミュニケーションについてのアンケートを取っております。そのアンケート結果を踏まえながら、たたき台をつくっていかうと考えておりますし、具体的な内容については、今後、委員の皆さんに考えていただくものだと思っております。

【金子委員長】

障がい者福祉計画がつくられる時に、情報コミュニケーションについて色々と意見をいただいているということですので、それを踏まえてたたき台をつくるということですが、高橋委員、いかがでしょうか。

【高橋委員】

わかりました。

【金子委員長】

他に意見等ありませんか。

（意見等なし）

それでは、事務局の提案のとおり、条例と方針書のたたき台をつくってもらい、次回検討していきたいと思えます。

以上で審議を終わります。

12. その他

【事務局：高井】

次に、その他ということで事務局よりお話しします。

本日の会議は、障がいのあるなしに関わらず、いろんな方にわかりやすいよう心がけながら進めてきたところですが、資料や説明でわかりにくかったところや、今回はこうしてほしい、というご意見なども含め、委員の皆さまからお聞きできればと思えます。三島委員よりお一人ずつ順番にお聞きできればと思えますので、よろしく願いいたします。

【三島委員】

事務局が説明する時に、後ろの席の方の説明が聞き取りづらかったので、もう少し大きな声でお願いしたいことと、パワーポイントの説明で、資料に書かれていること以外の話もいくつか話していましたが、なるべく文字、そして音にして資料をつくってもらいたいと思えました。

【桑澤委員】

私は視覚に障がいがありますが、事務局より、事前の資料等をCDで音声にしたものをいただき内容がよくわかったので、今後もそうしてもらえると助かります。

【椿委員】

今回の会議内容は、今後検討していくうえで参考となりました。私自身も、障がいのある人の現状をもう少し勉強し、次回の会議に参加したいと思います。

【福江委員】

自分の資料は、るびを振ってもらったが、そのことで皆さんと違うページになっているので、進めていく時に、話しているところのページ数も教えてください。

【金子委員長】

今後会議を進めてくうえで、なるべく一人ひとりの意見を聞いていき、わからないままで進んでいくことがないようにしていきたいと思いますし、何かあればその時に聞いていただき、みんなで分かり合いながらつくり上げていきたいと思っています。また、全国的にもそうなのですが、石狩大地の会でもやっていることで、三色カード、というものがあります。例えば、話していることが早すぎてわからなかったときは黄色いカード、賛成やわかったというときは青いカード、説明を止めてくださいというときは赤いカードを出すなどしながら話し合う方法があります。なかなか話しにくい時でも、そういう意思表示カードを使って会議を進めていくことで参加がしやすくなるなど、工夫をしながらやっていくのもいいのではないかと思います。

【市川副委員長】

今回のように、最後に会議を振り返り、次回に繋げていくというのは大事なことだと思いますので、今後もやってほしいと思います。会議となると少し気持ちが硬くなることがあると思いますが、そうすると有意義なものとはならないと思うので、先ほどの三色カードを使うことや、今日の会議の進め方や合理的配慮が何点だったのか聞いてみるなど、そういう工夫によってみんなが参加しやすくなり、良い会議になるのではないかと思います。そして、この会議の中で配慮されてきたことが、今後の情報コミュニケーション条例の内容にも繋がっていき、反映されていくものではないかと思っています。今後もより良い議論をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【朝倉委員】

最初に資料が送られたとき、条例のつくり方や内容をどう考えてくのかなど、これはちょっと大変だなと思ったのですが、今回は事務局でたたき台をつくってくれるということで、それを参考に、こちら当事者としての意見を言えたらと思います。

【高橋委員】

三色カードを使うことについて、私自身、会議を進めていく中で今までにない経験であり、話の途中であってもそういうアイテムを使って意思表示していくことは、良いアイデアだと思いました。

【土谷委員】

私も、色々なアイデアを取り入れながら、みんなが意見を出しやすい会議になればと思いました。

【杉本委員】

会議の議事録もそうですが、事前に資料を送っていただけると、こちらも会議前に色々と検討することができ、当日も意見が出しやすくなるので、またそうしてもらえればと思います。

【事務局：高井】

皆さま貴重なご意見ありがとうございました。いただいた意見を参考にし、会議の進め方や内容等について、今後、改良をしていきたいと思っております。また、次回の会議までに三色カードをご用意できればと思いますので、よろしくお願いたします。

最後に、次回検討委員会は10月の開催を予定しており、条例と方針書のたたき台について協議検討をしていただきます。なお、今回の議事録案を皆さまにお送りし確認をしていただくのですが、その際に、日程調整もさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上で、令和4年度第1回情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会を終了します。

議事録署名

会議経過を記録し相違がないことを証するため、ここに署名します。

令和 4年 7月20日

石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会

委員長 金子 浩治
